

相続税・贈与税 申告業務報酬

1. 相続税申告書作成基本報酬

遺産の総額 ※	報酬	備考
5千万円未満	300,000 円	※基礎控除・債務控除・小規模宅地等の減額・生命保険金や退職手当金の非課税金額などの控除前の遺産の合計額
5千万円以上7千万円未満	400,000 円	
7千万円以上1億円未満	500,000 円	
1億円以上2億円未満	600,000 円	
2億円以上3億円未満	700,000 円	
3億円以上4億円未満	800,000 円	
4億円以上5億円未満	900,000 円	
5億円以上6億円未満	1,000,000 円	
6億円以上7億円未満	1,100,000 円	
7億円以上8億円未満	1,200,000 円	
1億円増すごとに	100,000 円を加算	

- ただし、相続財産が現金及び預金、居住用不動産、上場株式等、生命保険金、死亡退職金に限られる場合は、以下の報酬になります。

遺産の総額 ※	報酬	備考
1億円未満	400,000 円	※基礎控除・債務控除・小規模宅地等の減額・生命保険金や退職手当金の非課税金額などの控除前の遺産の合計額
1億円以上2億円未満	500,000 円	
2億円以上3億円未満	600,000 円	
3億円以上4億円未満	700,000 円	
4億円以上5億円未満	800,000 円	
5億円以上6億円未満	900,000 円	
6億円以上7億円未満	1,000,000 円	
7億円以上8億円未満	1,100,000 円	
1億円増すごとに	100,000 円を加算	

- ・ 物納・延納の申請をする場合は、申請税額の0.5%の報酬が別途加算されます。

2. 贈与税申告書作成料金

取得財産の価額	報酬
5百万円未満	30,000円
5百万円以上1千万円未満	50,000円
1千万円以上2千万円未満	80,000円
2千万円以上3千万円未満	100,000円
1千万円増すごとに	20,000円を加算

3. 相続税・贈与税申告書作成加算報酬

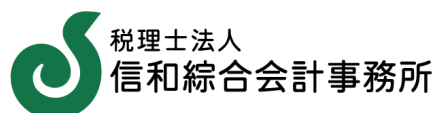
土地評価（1利用区分につき）	50,000円
非上場株式評価（1社につき）	200,000円
相続時精算課税制度の適用	30,000円
贈与税の配偶者控除の適用	30,000円
住宅取得資金の贈与税非課税特例の適用	30,000円
添付書面作成	50,000円

4. その他報酬

税務調査への対応を行う場合の報酬	1日あたり50,000円
申告期限までに遺産分割がまとまらない場合等の再申告	申告報酬の40%
登記を行う場合の登録免許税、司法書士報酬	別途
訪問時、土地の現地調査等に要する諸費用（印紙、交通費等）	実費

(注)

- ・ 契約時に着手金として上記報酬の30%をご入金いただきます。
- ・ 上記報酬に消費税が別途加算されます。



〒541-0046 大阪市中央区平野町 3-3-9
湯木ビル 6階
TEL 06-6221-1467 FAX 06-6221-1468
<http://www.shinwa-ac.net>